平成２３年（フ）第１９５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3237番地　県営与那原団地１―202
債務者　玉那覇　進
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４５号
岩手県奥州市江刺区愛宕字馬場先51番地13、旧住所岩手県奥州市江刺区愛宕字馬場先337番地１
債務者　川路　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７号
福島県西白河郡矢吹町中町165番地
債務者　石川　邦男
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字見渡147番地、前住所神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目９番８号
債務者　浅木　ノブ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
愛知県豊橋市富士見台５丁目３番地の６
債務者　木下　典祐
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５５９号
神戸市長田区大塚町３丁目１番３―502号
債務者　勇　　静香
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１号
鹿児島県垂水市中俣145番地、前住所宮崎県串間市西浜１丁目５番地８
債務者　立山　純一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市王子町4270番地７
債務者　松下　　太
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目11番Ｈ―206号
債務者　鈴木　皓治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市追浜東町３―68　追浜西ドミトリー4084号室、住民票上の住所青森県八戸市大字河原木字売場16番地４
債務者　牛嶋　真治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１００５号
愛知県豊明市沓掛町荒井20番地１　原田ハイツ４Ｃ号
債務者　坂口　純子（旧姓長沼・早川）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目65番地県営住宅１―22
債務者　武藤　亜美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９６号
福島県いわき市三和町下永井字大堀214番地
債務者　飯島　嘉穏
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９７号
福島県いわき市常磐藤原町笠石95番地
債務者　菅野　夏子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６０号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐97番地１
債務者　藤本　絹代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５９号
山口市湯田温泉１丁目６番22―201号
債務者　坂本　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
山口市宮野下1337番地１　レイジェント恋路Ａ号
債務者　池川　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係